

8月1日（土）から 後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

新しい保険証を郵送します

新しい保険証は緑色です。緑色の封筒に入れて7月13日（月）に発送します。郵送を希望しない人は国保年金課窓口で交付しますので、7月6日（月）までに連絡してください。保険証の有効期間は8月1日から来年7月31日までです。保険証には被保険者番号や氏名、医療機関の窓口で支払う自己負担割合（1割または3割）が記載されています。

8月から医療機関などで受診するときは、新しい保険証を窓口で提示してください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	見本
生年月日	
資格取得年月日	
有効期間	
自己負担金の割合	
被保険者番号並びに被保険者の名及び印	見本 群馬県後期高齢者医療被保険者 事務センター 〒171-8501 東京都足立区千住5-1-1 電話番号 (027) 356-7171

(表面)

注意事項	
1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。	
2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証を提示してください。	
3. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。	
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村に届け出てください。	
5. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、遅やかに、市町村に届出して、保険料の徴収又は更新を受けてください。	
6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲罰を受けることがあります。	
7. 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を差押していただくことがあります。また、特別の事情がないのに有効期限から1年経過しても保険料を滞納している場合、この証を差押していただきます。	
備考	
臓器提供に関する意思表示欄	
1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいづれでも、移植のために臓器を提供します。	
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
4. 又は2を満了した上で、提供した心臓が移植された場合、心臓が移植された臓器を移植した臓器に限り、移植のために臓器を提供します。	
（特記欄） 生年月日： 年 月 日 本人署名（白筆） 家庭署名（白筆）	

(裏面)

臓器提供意思表示と保護シール

保険証裏面には、臓器提供の意思の有無を記入できます。記入された情報を保護するためのシールを国保年金課の窓口で配布しています。

※臓器提供意思表示欄への記入は任意です

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」申請手続きの省略について

現在お持ちの限度額適用認定証（以下「限度額認定証」）と限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」）は、有効期限が7月31日までです。それぞれ次の2つの条件を満たす人には申請手続きを省略し、引き続き使用できる証を新しい保険証に同封します。

■「限度額認定証」申請省略の条件

- ①昨年8月1日以降に限度額認定証の交付を受け、現在も該当している人
- ②本年度も引き続き所得区分が現役並み所得者Ⅰ、またはⅡに該当する人

■「減額認定証」申請省略の条件

- ①昨年8月1日以降に減額認定証の交付を受け、現在も該当している人
- ②本年度も引き続き住民税非課税世帯に属する人

保険料を納めないでいると

保険料の滞納状況により、通常よりも有効期間の短い短期被保険者証を交付する場合があります。短期被保険者証の有効期間は、8月1日から来年1月31日までです。

問合せ 国保年金課医療年金係 ☎内線 3 1 3 3、白沢支所生活係 ☎内線 7 8 4 8、利根支所生活係 ☎内線 7 9 3 0

介護保険料を納めましょう

65歳以上の人を対象に、介護保険料額決定通知書と納付書を発送します。安心して介護サービスを受けられるよう、保険料は定められた納期限までに納めましょう。

仮算定と本算定 各期の保険料は、前年度の所得確定前は前年度の保険料を基に仮算定し、所得確定後は介護保険料（年額）で本算定を行います。仮算定との過不足分は、本算定で調整されます（別表）

納付方法

- ▼特別徴収（年金天引き／7月中旬発送）
年金から直接納める方法（老齢基礎・退職・遺族・障害年金などを年間18万円以上受給している人）。
- ▼普通徴収（納付書または口座振替／8月中旬発送）
金融機関などに直接納める方法（特別徴収に該当しない人や年度途中に65歳に到達した人、転入した人など）。

※普通徴収は口座振替が便利です。各金融機関で手続きしてください

保険料を納めないでいると
特別な理由もなく納めない

問合せ 介護高齢課介護保険係 ☎内線 3 1 4 8

また、保険料が時効（2年）となった場合、その期間と金額に応じて保険給付額が減額されることあり、サービスを利用するときの負担が大きくなります。

●別表

納期 徴収方法	1期 (4月)	2期 (6月)	3期 (8月)	4期 (10月)	5期 (12月)	6期 (2月)
	特別徴収 (年金天引き)	仮算定			本算定	
普通徴収 (納付書・ 口座振替)	仮算定			本算定		
	前年度の第6期と同額 ※3期分は調整する場合があります			(確定した年額－仮算定額)を3で割った金額		
	前年度の年額を6で割った金額			(確定した年額－仮算定額)を4で割った金額		